

電子インボイスの標準仕様の管理機関運用支援業務  
(Interoperability テストの支援)  
仕様書

令和4年5月9日

デジタル庁 国民向けサービスグループ電子インボイス班

## 目次

1. 調達案件の概要 .....	3
(1) 調達件名 .....	3
(2) 調達の背景 .....	3
(3) 調達内容 .....	3
(4) 業務の概要 .....	3
(5) 契約期間 .....	3
2. 調達（落札）の方式 .....	4
3. 用語の定義 .....	4
4. 業務内容 .....	5
(1) Interoperability テストの内容 .....	5
(2) Interoperability テストの実施スケジュール .....	6
(3) 報告 .....	6
(4) 運用保守・管理等 .....	6
(5) その他 .....	6
6. 納入物品 .....	6
7. 納入場所 .....	6
8. 入札制限 .....	6
9. 納入検査 .....	6
(1) 検収確認 .....	6
(2) 不合格の場合の対応等 .....	7
(3) 権利譲渡のタイミング .....	7
10. 検査職員等 .....	7
11. 留意点 .....	7
(1) 受託者の責務 .....	7
(2) その他 .....	7
12. 本仕様書の内容に関する問い合わせ先 .....	8

## 1. 調達案件の概要

### (1) 調達件名

電子インボイスの標準仕様の管理機関運用支援業務(Interoperability テストの支援)

### (2) 調達の背景

デジタル庁は、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、Peppol に対応した標準化された電子インボイス（デジタルインボイス）の普及に向けた取組を行っている。その一環として、令和3年9月より OpenPeppol の会員となり、日本の管理局としての業務を開始している。

管理局業務には、OpenPeppol の各委員会等への参画のほか、日本のデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT（仮称））の策定・運用・更新、日本国内のサービスプロバイダーの認定・管理等があり、認定については今夏を目途にその手続を開始する予定である。

デジタル庁は、日本の管理局として、デジタルインボイスを普及させるため、管理局業務を円滑に行うことが求められており、そのために必要な体制や環境等を整備する必要がある。

### (3) 調達内容

本調達は、日本国内のサービスプロバイダーの認定に際し、認定を希望するサービスプロバイダーが Peppol ネットワークにおいて Interoperability テストを行うことができるよう、その実施支援を委託するものである。

具体的には、JP PINT の取扱に精通し、本件契約期間の間、Peppol Certified Service Provider としての有効な資格を有し、Peppol サービスを提供することが可能であり、その提供する Peppol サービスを本業務の専用（デジタル庁が指定する者以外に対し、それを提供しない）とすることができ、デジタル庁の指示や意向等に従って、効果的かつ機動的な活動を行うことができる Peppol Certified Service Provider に対し、管理局業務の一部（Interoperability テスト実施）についての支援を委託するものである。

### (4) 業務の概要

受託者は、デジタル庁の指示に従い、デジタル庁の指定したテスト希望者が Peppol ネットワークにおいてインボイスデータセット（テストデータ）の送受信を正常に行うことが出来ることを確認する。

### (5) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日

## 2. 調達（落札）の方式

公募により、応募条件を満たす者を選定し、1者を決定する。公募の結果、応募条件を満たす者が複数者いる場合は、一般競争入札へと移行する。

## 3. 用語の定義

No	用語	定義
1	OpenPeppol	ベルギー法に基づき設立された国際的な非営利組織であり、その構成員は各国における管理局の役割を担う行政機関と Peppol Certified Service Provider である民間事業者から構成される。OpenPeppol は、Peppol の仕組みの維持、運用、開発等に対し、責任を負う。
2	Interoperability テスト	Peppol ネットワークにおいて、日本仕様 (JP PINT) に沿った電子インボイスのやり取りをテストすること。
3	Peppol ネットワーク	Peppol Certified Service Provider を通じて、ユーザーが Peppol Dataset Type (インボイスなどの電子文書のデータ)をやり取りすることができるネットワーク。
4	日本仕様 (JP PINT)	OpenPeppol により策定が進められている新たな国際標準仕様である PINT (Peppol International Invoice) をベースに作成された日本の電子インボイスの標準仕様。その技術仕様は、「Semantic model」、「Syntax binding」、「Code lists」及び「Rules」から構成される。
5	Semantic model	JP PINT に対応した電子インボイスで使われる用語を一覧表示し、それらをどのように理解し、使用するかを定義するもの。
6	Syntax binding	構文で用いられる用語を一覧表示し、それらをどのように理解し、使用するかを定義するもの。
7	Rules	Peppol ネットワークにおいて JP PINT に沿った電子インボイスをやり取りする際、売り手のアクセスポイントにおいて、その電子インボイスのデータセットが Peppol Interoperability Framework などに沿ったものか否かを検証するためのもの。

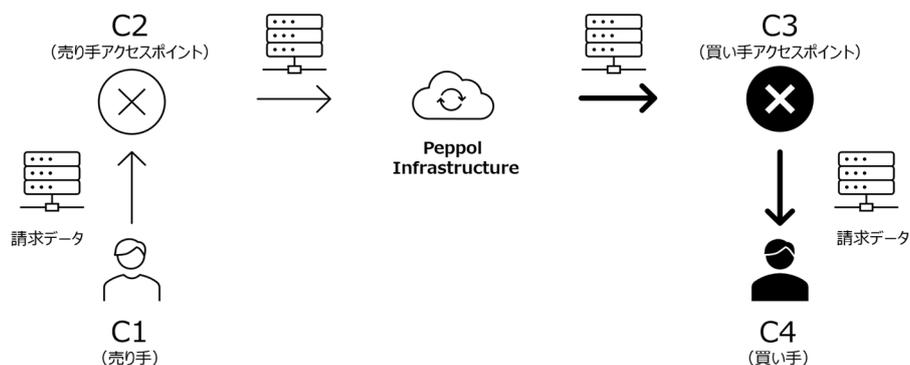
8	Peppol Interoperability Framework	標準仕様など、Peppol ネットワークにおいて相互換性を担保するために必要なもの。
9	Peppol Certified Service Provider	Peppol サービスを提供することができる者として、各国（原則、法人登記等が行われている国）の管理局から認定を受けた事業者。
1 0	Peppol サービス	Peppol Certified Service Provider によって提供されるサービスであって、Peppol Service Provider Agreement と Peppol Interoperability Framework に沿ったサービス。
1 1	Peppol Service Provider Agreement	Peppol サービスを提供しようとする事業者が各国の管理局等と作成するものであって、Peppol Certified Service Provider として事業を行うに際し守るべき規定等が定められているもの。

#### 4. 業務内容

##### (1) Interoperability テストの内容

受託者は、デジタル庁の指示に従い、次の業務を行う。

- ア. 受託者は、Peppol ネットワークにおける「受け手」(C3) として、デジタル庁の指定したテスト希望者である「送り手」(C2) が送信するインボイスデータセットを正常に送信・受領できることを確認する。その際、必要と認められる合理的な範囲で、当該テスト希望者が送信するインボイスデータセットが JP PINT に対応したものであることを検証するための環境等の提供も行う。
- イ. 受託者は、デジタル庁の指定したテスト希望者である「送り手」(C2) が dynamic look up を使用できる環境等を用意し、かつ、それが適切に使用されていることを確認する。
- ウ. 受託者は、デジタル庁の指定したテスト希望者の求めに応じ、自らが Peppol ネットワークにおける「送り手」(C2) として JP PINT に対応したインボイスデータセットを送信し、それが当該テスト希望者によって正常に受領されることを確認する。



## (2) Interoperability テストの実施スケジュール

受託者は、デジタル庁の指示に従い、随時、テストを実施する。

## (3) 報告

受託者は、テストが終了した際、その旨（テストが終了した旨）を、終了した日の翌日から 5 営業日以内にデジタル庁に対し報告する。その上で、毎月のテスト実施状況について、その月の末日までに報告する。報告の提出は、デジタル庁が指定するメールアドレスに電子メールにて行うこととする。

## (4) 運用保守・管理等

受託者は、契約期間の間、Peppol Certified Service Provider として求められる通常の運用保守等の体制を確保する。なお、本業務の遂行に著しい支障が生じ得る事態等が発生した場合には、速やかに復旧措置等を行うとともに、再発防止策と併せて、デジタル庁に遅滞なく報告する。

## (5) その他

受託者は、本業務の遂行に必要な技術的な情報等（JP PINT の内容等も含む）を自らで収集するとともに、必要に応じ、OpenPeppol に相談することとする。

## 6. 納入物品

前述 4.(3)に示したテスト終了報告を納入物品（成果物）とする。

## 7. 納入場所

受託者は、前述 4.(3)に示したとおり、デジタル庁が指定するメールアドレスに電子メールで成果物を提出する。

## 8. 入札制限

デジタル庁における入札制限等に関する規程（令和 3 年 9 月 1 日会計担当参事官決定）に基づき入札制限対象企業の指定を受けていない者（入札制限の適用を除外された者を含む。）であること。

## 9. 納入検査

### (1) 検収確認

受託者は、成果物について、前述 4.(3)に示す期日までにデジタル庁に提出し、検収を受けること。

(2) 不合格の場合の対応等

検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点についてデジタル庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全てデジタル庁に譲渡するものとする。

(3) 権利譲渡のタイミング

本件成果物に関する権利(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、デジタル庁から受託者に対価が完済されたとき受託者からデジタル庁に移転するものとする。

10. 検査職員等

受託者は、デジタル庁が指定する者からの検査要求に対して、必要と認められる合理的な範囲で検査に応じること。

- ・ 監督職員（人事異動等の場合は後任者等による）

デジタル庁 国民向けサービスグループ 企画調整官 加藤 博之

- ・ 検査職員（人事異動等の場合は後任者等による）

デジタル庁 国民向けサービスグループ 主査 大橋 裕也

11. 留意点

(1) 受託者の責務

本件業務の実施に際しては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「デジタル庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

(2) その他

ア 受託者は、デジタル庁及びデジタル庁が指定したテスト希望者との間のコミュニケーションを日本語で行うこととし、そのために必要な担当者を用意すること。

イ 受託者は、本仕様書において明記されていない事項、不明確な事項については、事前にデジタル庁へ確認することとし、デジタル庁との協議結果に基づき、本業務を行うこと。

ウ 内容に変更が生じる場合は、その都度、事前にデジタル庁と協議すること。

- エ 本仕様書に記載されている内容で、よりよい手法がある場合は、デジタル庁に提案すること。
- オ デジタル庁は、受託者の本業務の実施状況について、受託者に対して報告を求め、その結果、必要な指示を行うことができる。
- カ 本業務の実施において、受託者側で必要となるソフトウェア等の開発ライセンスについては、受託者の負担とする。
- キ 受託者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」や「デジタル庁情報セキュリティポリシー」を遵守すること。なお、「デジタル庁情報セキュリティポリシー」は締結後に閲覧とするが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を踏まえていることから、参考とすること。
- ク 受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。また、本業務の履行により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。
- ケ 本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、デジタル庁の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負う。
- コ 本業務の遂行に当たって利用するイラスト、人物などの著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理するものとする。また、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- サ 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- シ 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。本業務の実施の一部を合理的な理由又は必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した再委託承認申請書をデジタル庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。

## 12. 本仕様書の内容に関する問い合わせ先

デジタル庁国民向けサービスグループ電子インボイス班（担当：大橋）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階

電話：03-6891-0795（直通）

E-mail：SP-Peppol@digital.go.jp